

# 「PFIの推進に関する第二次提言」の概要

2002年6月17日  
日本経済団体連合会

## 【PFI推進の必要性】

財政構造改革  
新産業・新事業の創出  
による経済活性化  
行政改革の推進  
公共事業改革  
新しい官民パートナーシップ  
の構築

## <わが国におけるPFI事業の現状>

1999年7月、議員立法により、PFI法が成立  
地方公共団体の事業：実施方針が策定された事業は約50件  
国の事業：実施方針が策定された事業は4件（2002年6月10日現在）  
事業内容を具体的にみると、単なる建設費の繰延べに過ぎないものなど、  
民間事業者の能力・創意工夫を活かすという、PFI本来の趣旨に則った  
事業内容になっていない案件が多い

## 【PFI事業とは】

民間の資金、経営能力、技術的  
能力、創意工夫等を活用して、  
公共施設の建設・維持管理・運営等  
を行う、社会資本整備の新しい手法  
もともと、イギリスの行財政改革の  
一環として、公共事業を効率化する  
ために導入

民間の能力・創意工夫の発揮に基づき、効率的かつ良質な公共サービスの  
提供を促すため、「より質の高いPFI事業の導入」を目指す

## （より質の高いPFI事業の実現に向けた行政の意識改革）

財政負担の繰延べのみを目的とせず、ライフサイクル・コストの縮減  
を実現する事業  
性能発注を基本として、施設の設計・建設・維持管理・運営までを  
一括して発注する事業  
官民の英知を結集し、最適なリスク分担を実現する事業  
必要性・緊急性の高い公共施設で、  
かつ運営部分までを民間に委ねる事業  
運営に民間事業者の創意工夫が一層発揮できる、  
PFI事業期間中に限って所有権を民間事業者が有する方式  
（BOT方式）を採用した事業

## （法制度や手続き等の面で解決すべき課題）

PFI事業の特性に則した事業者選定手続の確立  
（多段階選抜と契約交渉・協議を可能とする事業者選定手続の導入等）  
PFI事業の特性に適合した税制措置の導入  
（PFI事業の事業方式を選択するにあたって中立的な税制措置の導入）  
PFI事業の特性に適合した補助金制度の確立  
公物管理に係る規制緩和ならびに法令上の整備  
その他（実施方針から特定事業の選定までの十分な期間の  
確保と対話の促進、VFMの算定方法の改善等、  
適切なリスク分担の明確化に向けた関係者の努力等、  
PFI事業における契約保証金等の見直し、  
資金調達にあたっての課題等）

## 【PFI事業の推進体制の整備】

1. 財務省のリーダーシップ
2. PFI推進組織の強化
3. PFI推進特別措置法（束ね法）制定の検討